

情報モラル教育について

文部科学省

初等中等教育局
情報教育・外国語教育課
情報教育振興室

総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室

携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及し、それらの利用に伴う犯罪被害等も生じているという状況のもと、児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが一層重要

子供たちを取りまく環境等の現状

✓ 2010年前後からスマートフォンやSNSが子供たちの間にも急速に普及

【高校生の97.5%、中学生の70.6%、小学生(満10歳以上)の45.9%がスマートフォンでネット利用(H30年度)】

(※H29年度は、高校生94.1%、中学生54.6%、小学生23.0%)

(内閣府「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査」)

✓ インターネット利用が長時間化

【高校生の82.6%、中学生の61.0%、小学生の39.4%がインターネットを1日(平日)に2時間以上利用(H30年度)】

(※H29年度は、高校生74.2%、中学生56.7%、小学生33.4%)

(内閣府「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査」)

✓ コミュニティサイト等での被害の増加

【SNSに起因する被害児童数は増加傾向。平成29年に1,813人で過去最多、平成30年は1,811人と横ばい。】

(警察庁「平成30年におけるSNS等に起因する被害児童の現状と対策について」)

✓ 他者の個人情報の取扱いや不正請求等の危険への対処に課題

(平成25年度「情報活用能力調査(小・中学校)」)



児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが一層重要

(新学習指導要領) 小学校：2020年度全面実施、中学校：2021年度全面実施、
高等学校：2022年度から年次進行で実施

小・中・高等学校共通のポイント（総則）

- **情報活用能力（情報モラルを含む）**を、言語能力と同様に「**学習の基盤となる資質・能力**」と位置付け
- **学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実**を明記

小・中・高等学校別のポイント（総則及び各教科等）

- **小学校プログラミング教育の必修化**を含め、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育を**充実**。
 - 小学校：文字入力など基本的な操作を習得、新たにプログラミング的思考を育成
 - 中学校：技術・家庭科（技術分野）においてプログラミングに関する内容を充実
 - 高等学校：情報科において共通必修科目「情報Ⅰ」を新設し、全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学習

「情報活用能力」

情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な力

A 情報活用の実践力

- 課題や目的に応じた情報手段の適切な活用
- 必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造
- 受け手の状況などを踏まえた発信・伝達

B 情報の科学的な理解

- 情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解
- 情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

C 情報社会に参画する態度

- 社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解
- 情報モラルの必要性や情報に対する責任
- 望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

【取組例】

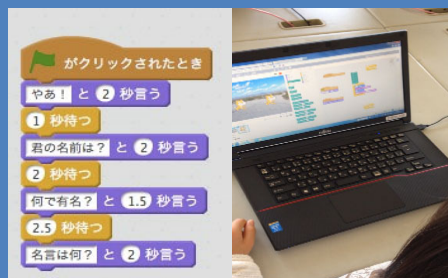
●ICTの基本的な操作、情報の収集・整理・発信

(文字入力、インターネット閲覧、情報手段の適切な活用等) 等



●プログラミング

(コンピュータを利用した計測・制御の基本的な仕組みの理解) 等



Scratchを活用した指導例 (小学校)

●情報モラル

(情報発信による他人や社会への影響等)



学習指導要領、同解説における情報モラル教育に関する主な記述

4

○ 小学校学習指導要領(平成29年3月告示)抜粋

第1章 総則 第2

- 2 (1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

○ 小学校学習指導要領解説 総則編における「情報モラル」関係の記述概要

情報モラルとは

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度

であり、

具体的には

他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと

犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること

コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること

などである。

このため、

情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動

ネットワーク上のルールやマナーを守ることを意味について考えさせる学習活動

情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動

情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動

健康を害するような行動について考えさせる学習活動

などを通じて、児童に情報モラルを確実に身に付けさせるようにすることが必要である。

その際

情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させることが重要である。

また、

情報技術やサービスの変化、児童のインターネットの使い方の変化に伴い、学校や教師はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが必要である。

併せて

児童の発達の段階に応じて、例えば、インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残り完全に消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身に付けさせ、将来の新たな機器やサービス、あるいは危険の出現にも適切に対応できるようにすることが重要である。

さらに

情報モラルに関する指導は、道徳科や特別活動のみで実施するものではなく、各教科等との連携や、さらに生徒指導との連携も図りながら実施することが重要である。

(参考)情報モラルに関する小・中・高等学校学習指導要領の主な記述 5

学習指導要領に基づき、小・中・高等学校を通じて、児童生徒の発達段階に応じて、情報モラルを身に付けさせるよう指導。

小学校学習指導要領（平成29年3月告示）	
総則	第1章 第2 2(1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。
社会	第2章 第2節〔第5学年〕 3(4) ア アの(ア)の「放送、新聞などの産業」については、それらの中から選択して取り上げること。その際、情報を有効に活用することについて、情報の送り手と受け手の立場から多角的に考え、受け手として正しく判断することや送り手として責任をもつことが大切であることに気付くようにすること。
特別の教科 道徳	第3章 第3 2(6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。
総合的な学習	第5章 第3 2(9) 情報に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること。第1章総則の第3の1の(3)のイに掲げるプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、プログラミングを体験することが、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすること。

(参考)情報モラルに関する小・中・高等学校学習指導要領の主な記述 6

学習指導要領に基づき、小・中・高等学校を通じて、児童生徒の発達段階に応じて、情報モラルを身に付けさせるよう指導。

中学校学習指導要領（平成29年3月告示）	
総則	第1章 第2 2(1) 各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。
国語	第2章 第1節[第3学年] 2(2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ 情報の信頼性の確かめ方を理解し使うこと。
社会	第2章 第2節 第3 2(2) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に調べ分かつようとして学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。
数学	第2章 第3節 第2[第1学年] 2D(1)イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 目的に応じてデータを収集して分析し、そのデータの分布の傾向を読み取り、批判的に考察し判断すること。
音楽	第2章 第5節 第3 2(1) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。 カ 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。
技術・家庭 [技術分野]	第2章 第8節 第2 D(1)ア 情報の表現、記録、計算、通信の特性等の原理・法則と、情報のデジタル化や処理の自動化、システム化、情報セキュリティ等に関わる基礎的な技術の仕組み及び情報モラルの必要性について理解すること。
特別の教科 道徳	第3章 第3 2(6) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。
総合的な学 習の時間	第4章 第3 2(3) 探究的な学習の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。その際、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。

(参考)情報モラルに関する小・中・高等学校学習指導要領の主な記述

7

学習指導要領に基づき、小・中・高等学校を通じて、児童生徒の発達段階に応じて、情報モラルを身に付けさせるよう指導。

高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）

総則	第1章 第2款 2(1) 各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。
国語	第2章 第2款 第5 国語表現 2(1)イ 話し言葉と書き言葉の特徴や役割、表現の特色について理解を深め、伝え合う目的や場面、相手、手段に応じた適切な表現や言葉遣いを理解し、使い分けること。 A (1)ア 目的や場に応じて、実社会の問題や自分に関わる事柄の中から話題を決め、他者との多様な交流を想定しながら情報を収集、整理して、伝え合う内容を検討すること。
地理歴史	第2章 第2節 第3款 2(4) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。
公民	第2章 第3節 第2款 第1 公共 3(3)カ(キ)アの(エ)については、(ア)から(ウ)までのそれぞれの事項と関連させて取り扱い、情報に関する責任や、利便性及び安全性を多面的・多角的に考察していくことを通して、<u>情報モラルを含む情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力を身に付けることができるよう指導すること。その際、防災情報の受信、発信などにも触れること。</u> 第2章 第3節 第3款 2(4) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際、<u>課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも配慮すること。</u>
芸術	第2章 第7節 第2款 第10 書道Ⅰ（Ⅱ・Ⅲに同様の記述あり） 3(11) <u>自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、書に関する知的財産権について触れるようにする。また、こうした態度の形成が、書の伝統と文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する。</u>
情報	第2章 第10節 第2款 第1 情報Ⅰ 2(1)ア(イ)<u>情報に関する法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解すること。</u> イ(イ)<u>情報に関する法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどについて、それらの背景を科学的に捉え、考察すること。</u> 第3款 2(1)各科目の指導においては、<u>情報の信頼性や信憑性を見極めたり確保したりする能力の育成を図るとともに、知的財産や個人情報の保護と活用をはじめ、科学的な理解に基づく情報モラルの育成を図ること。</u>

1. 教師用指導資料の改訂や動画教材の改善・充実

『情報社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～』（平成25年度作成、27年度改訂・充実、30年度充実）

- ・モデル指導案、ワークシート例、アンケート例等を添付
- ・低年齢層(小1～小4)に対応した指導資料や動画教材を充実



2. 児童生徒向けリーフレットの作成・配布

『ちょっと待ってスマホ時代のキミたちへ』（小中学生用・高校生用）

- ・平成30年度は小学6年生全員に配布
- ・教育委員会を通じて全学校に1部ずつ配布



3. 情報モラル教育指導者セミナー等の実施

- ・学校における今日的課題を踏まえた情報モラル教育の取組に資するため、教員等を対象とした実践等を含めたセミナーを実施。
- ・平成30年度は4か所で開催（神奈川、大阪、長野、愛媛で開催）275名が参加

文部科学省委託 情報モラル教育推進事業

情報化社会の新たな問題を考えるための教材

～安全なインターネットの使い方を考える～

テーマ	小学5年生～中学1年生	中学2年生～高校3年生
ネット依存 過度なインターネットの利用(コンテンツ視聴やゲームSNS等)により、生活習慣が乱れ、日常生活に大きな支障を来す。	ネットゲームに夢中になると... 1 	身近にひそむネット依存 2 
ネット被害 ネット詐欺・不正請求、コンピュータウイルスへの感染など、インターネットの利用を通じて、児童生徒がこれまでにない被害に巻き込まれている。	そのページ、確認しなくて大丈夫? 3  あかね 小学6年生 5  けいこ 小学5年生	ネット詐欺等に巻き込まれないようにするために 4  6  写真や動画が流出する怖さを知ろう

SNS等の トラブル

スマートフォンやSNS等の新たな情報通信技術の利用を通じたトラブルについて、相手とのやりとりの中で発生する問題について考える。

ひとりよがりの使い方にならないように

7



情報の記録性、公開性の重大さ

8



SNSへの書き込みの影響

9



軽はずみなSNSへの投稿

10



情報 セキュリティ

IDとパスワードをはじめ、インターネット上で自身や他者の情報を守る時に必要となる情報セキュリティの問題について考える。

パスワードについて考えよう

11



大切な情報を守るために

12



適切な コミュニケーション

相手や状況に応じて、コミュニケーション手段を適切に選ぶことや相手への思いやりが必要であることを理解し、よりよい関係のあり方を考える。

うまく伝わったかな？

13



コミュニケーションの取り方を見直そう

14



(参考)情報モラル教育用の動画教材

平成30年度作成の動画教材

11

⑮ SNSを通じた出会いの危険性

テーマ：ネット被害

対象：小学5年生～中学1年生

教材のねらい：

SNSの普及に伴い、様々なSNSを通じて、知らない人と容易につながることができるようになっていきます。

本教材では、**SNS上で知らない人とつながることの危険性**について取り上げ、なぜ知らない人と会ってしまうのかを考えさせることを通して、**トラブルを未然に防ぐ方法**を考えさせます。



⑯ スマートフォンやタブレットなどの使いすぎ

テーマ：ネット依存

対象：小学1年生～小学4年生

教材のねらい：

スマートフォンやタブレットなどの情報通信機器の普及に伴い、気軽に動画視聴などを楽しむことができるようになりました。しかしそれを使いすぎてしまうことにより、**生活や健康に悪影響**が出てしまうこともあります。

本教材では、スマートフォンやタブレットなどの使いすぎについて取り上げ、その要因や影響について考えさせることを通して、**スマートフォンやタブレットなどの適切な使い方**を身に付けさせます。



スマホやネットを、上手に活用しよう

① いろいろな活用ができるよ!

サービスや機能を上手に使うことで、楽しく効率よく勉強などができるかも。
上手な使い方を考えてみよう。



② 周りの人のことを考えて活用しよう!

ながらスマホは
交通事故などの原因になるよ。

音漏れや車内通話に注意。
周りの人の迷惑になるよ。

家族と相談しながら
ルールを考えてみよう。



保護者の皆様へ

スマートフォンなどのインターネット接続機器は、今や生活する上で非常に便利なツールとなっており、次代を担う児童生徒は、インターネットの特性を理解するとともに、このような機器を上手に活用する能力が求められています。
文部科学省では、お子様のインターネット使用時や、スマートフォンを持たせる際には、携帯電話会社などが提供する「フィルタリングサービス」の設定をお願いしています。フィルタリングは、お子様にとって不適切な情報(薬物・成人動画など)へのアクセスを遮断したり、インターネット上でのトラブルを防いだりするのに役立ちます。また、サイトやアプリがブロックされた際に、「なぜこのサイトやアプリを使ってはいけないのか」、その理由をお子様と一緒に話し合うことで、お子様の情報活用能力の向上にも役立ちます。

本リーフレットは、トラブルが起こってしまう前に「ちょっと待って!」と子供たちが一歩立ち止まって、自ら考えさせる内容にしました。学校教育では、情報モラルについて各教科等にて横断的に学ぶことを通じて、自ら判断し行動するために必要な資質・能力を育てています。学校で学んだことを活かすとともに、お子様の安全を第一に、御家族でインターネットやスマートフォンなどの使い方を話し合っていたいだきたいと思っています。

もしトラブルに巻き込まれたら…相談窓口

いじめ問題などの相談窓口(児童生徒/保護者対象)

文部科学省 24時間子供 SOSダイヤル…0120-0-78310 (受付時間: 24時間)

インターネット上の悪口、無断掲載などの相談窓口

法務局・地方検察庁

子どもの人権110番 (全国共通)

フリーダイヤル 0120-007-110

(受付時間: 平日午前8時30分～午後5時15分)

インターネット人権相談受付窓口…<http://www.jinken.go.jp>

子どもの人権SOS-eメール…

https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html

生活の安全や不安に関する相談窓口(児童生徒/保護者対象)

最寄りの警察署または警察相談専用電話…#9110

都道府県警察の少年相談窓口…<http://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>

チャイルドライン 18歳以下の青少年対象の相談窓口…<http://www.childline.or.jp>

フリーダイヤル 0120-99-7777 (受付時間: 毎週月曜日～土曜日/午後4時～午後9時)

買い物などのお金についてのトラブル 消費者庁 消費者ホットライン…188

独立行政法人国民生活センター 全国の消費生活センター等…<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

スマホ時代のキミたちへ

スマホやネットばかりになっていない?

問題にいくつ気付けるかな? 気付いたところに、○を付けてみよう

① 友達とのやり取りで



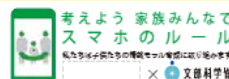
② 自分の情報を公開していたら



③ ゲームに夢中になりすぎて



④ 好きな動画を見ていたら



考えよう 家族みんなで
スマホのルール
文部科学省



文部科学省

文部科学省ホームページ
「情報モラル教育の充実」



1 相手の気持ちを考えて、コミュニケーションを取ろう

友達とのやり取りで



① 相手を傷つけていないかな?

自分はふざけているつもりでも、友達は嫌な気持ちになっているかもしれないよ。
言葉やスタンプの使い方には気を付けよう。

② 無断で撮影することはやめよう!

勝手に他の人を撮影したり、その写真を公表したりすると、人の権利を侵害することになるよ。

③ 夜遅くに連絡していないかな?

夜遅い時間にメッセージを送ると、寝ている人を起こしてしまうこともあるよ。
何時までなら連絡してもいいかな? 考えてみよう。

2 個人情報(写真を含む)は、ネットに載せないようにしましょう

自分の情報を公開していたら



① 自分が誰だか分かってしまうかも。

顔写真・学校名・名前などを組み合わせたら、知らない人にも自分が誰だか分かることがあるよ。
写真の背景や、埋め込まれている GPS 情報から、住所が特定されることも…

② 迷惑をかけることはやめよう!

軽い気持ちでやったことでも、写真を投稿すると、ネットで広まって大きな問題になることもあるよ。

③ 悪用される可能性があるかも。

裸に近い写真は、他の人に悪用されて、ネットで広まってしまうこともあるよ。
※下着姿や裸の写真を撮影すると、悪用されてネットで広まったり児童ポルノ禁止法などの罪に問われたりする可能性があるよ。

④ 信用してもいいのかな?

ネットで知り合った人は、知らない人と一緒だよ。
信用しすぎて会いに行くと、生命、身体に関わる深刻な事件の被害者になる可能性があるよ。

ちょっと待って!

3 スマホやネットに夢中になりすぎないようにしよう

ゲームに夢中になりすぎて



① 長い時間、遊びすぎているかな?

夜遅くまでゲームで遊び続けていると、睡眠不足になって、体調不良の原因になることも。
生活が乱れないように気を付けよう。

② 登録してもいいのかな?

アイテムやコインを無料で手に入れるために、住所・電話番号・メールアドレスなどの個人情報を気軽に登録すると、悪用されることもあるよ。

③ 購入しすぎているかな?

1回だけアイテムやコインをかうつもりが、いつの間にかやめられなくなって、高額になってしまうこともあるよ。

4 他の人を傷つけたり、権利を侵害したりしないようにしましょう

好きな動画を見ていたら



① 見てもいい動画かな?

テレビ番組を録画して、その動画を勝手にネットに公表することは、著作権という権利を侵害することになるよ。
それを知っているのに、動画をダウンロードして見ることも違法だよ。

② スマホがやめられなくなっているかも。

いつまでも動画を見続けてしまっていて、周りが見えなくなっていることはないかな。
使いすぎないように、けじめをつけよう。

③ 悪口はやめよう!

誰かを傷つける書き込みはしないようにしましょう。
自分の名前を書かなくても、誰が書いたか特定されることもあるよ。

各学校における情報モラル教育の一層の充実を期して、全国4か所で教員等を対象とした「情報モラル教育指導者セミナー」を開催し、275名が受講

- 1 目的 学校における情報モラル教育の充実を図る。
- 2 主催 文部科学省（委託事業）
- 3 日時 全国4箇所で開催予定
- 4 対象 各学校において情報モラル教育を推進するに当たり中核となる教員等
- 5 内容
 - ・行政説明
 - ・有識者による講義「体系的・組織的に取組む情報モラル教育」
 - ・情報モラル教育の指導法及びカリキュラム・マネジメントに関わるワークショップ



開催地	開催日
愛媛県西条市	平成30年11月23日(金・祝)
神奈川横浜市	平成31年 1月22日(火)
長野県長野市	平成31年 2月 2日(土)
大阪府大阪市	平成31年 2月18日(月)

	割合
指導主事	30%
管理職	12%
情報モラル担当教員	30%
その他の教員	23%
その他	5%
n	100%

	割合
教育委員会	29%
小学校	21%
中学校	21%
高等学校	19%
特別支援学校	4%
その他	5%
n	100%

令和元年度も神奈川県、岡山県など、全国4か所で開催予定。

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、**2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じる**こととされています。

目標としている水準と財政措置額

- 学習者用コンピュータ **3クラスに1クラス分程度整備**
 - 指導者用コンピュータ **授業を担当する教師1人1台**
 - 大型提示装置・実物投影機 **100%整備**
各普通教室**1**台、特別教室用として**6**台
(実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
 - 超高速インターネット及び無線LAN **100%整備**
 - 統合型校務支援システム **100%整備**
 - ICT支援員 **4校に1人配置**
 - 上記のほか、学習用ツール^(※)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備
- (※) ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通で必要なソフトウェア

・1日1コマ分程度、
児童生徒が1人1
台環境で学習でき
る環境の実現



標準的な1校当たりの財政措置額

都道府県

高等学校費 **434** 万円 (生徒642人程度)

特別支援学校費 **573** 万円 (35学級)

市町村

小学校費 **622** 万円 (18学級)

中学校費 **595** 万円 (15学級)

※上記は平成30年度基準財政需要額算定における標準的な所要額(単年度)を試算したものです。各自治体における実際の算定に当たっては、様々な補正があります。

教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 (目標：3クラスに1クラス分程度)	<u>5.4人/台</u> (5.6人/台)
普通教室の無線LAN整備率 (目標：100%)	<u>40.7%</u> (34.5%)
普通教室の校内LAN整備率 (目標：100%)	<u>89.6%</u> (90.2%)
超高速インターネット接続率 (30Mbps以上) (目標：100%)	<u>93.4%</u> (91.8%)
超高速インターネット接続率 (100Mbps以上)	<u>69.1%</u> (63.2%)
普通教室の大型提示装置整備率 (目標：100% (1学級当たり1台))	<u>51.2%</u>

() は前回調査 (平成30年3月1日) の数値

(出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査 (平成31年3月現在))

都道府県別 学校におけるICT環境の整備状況

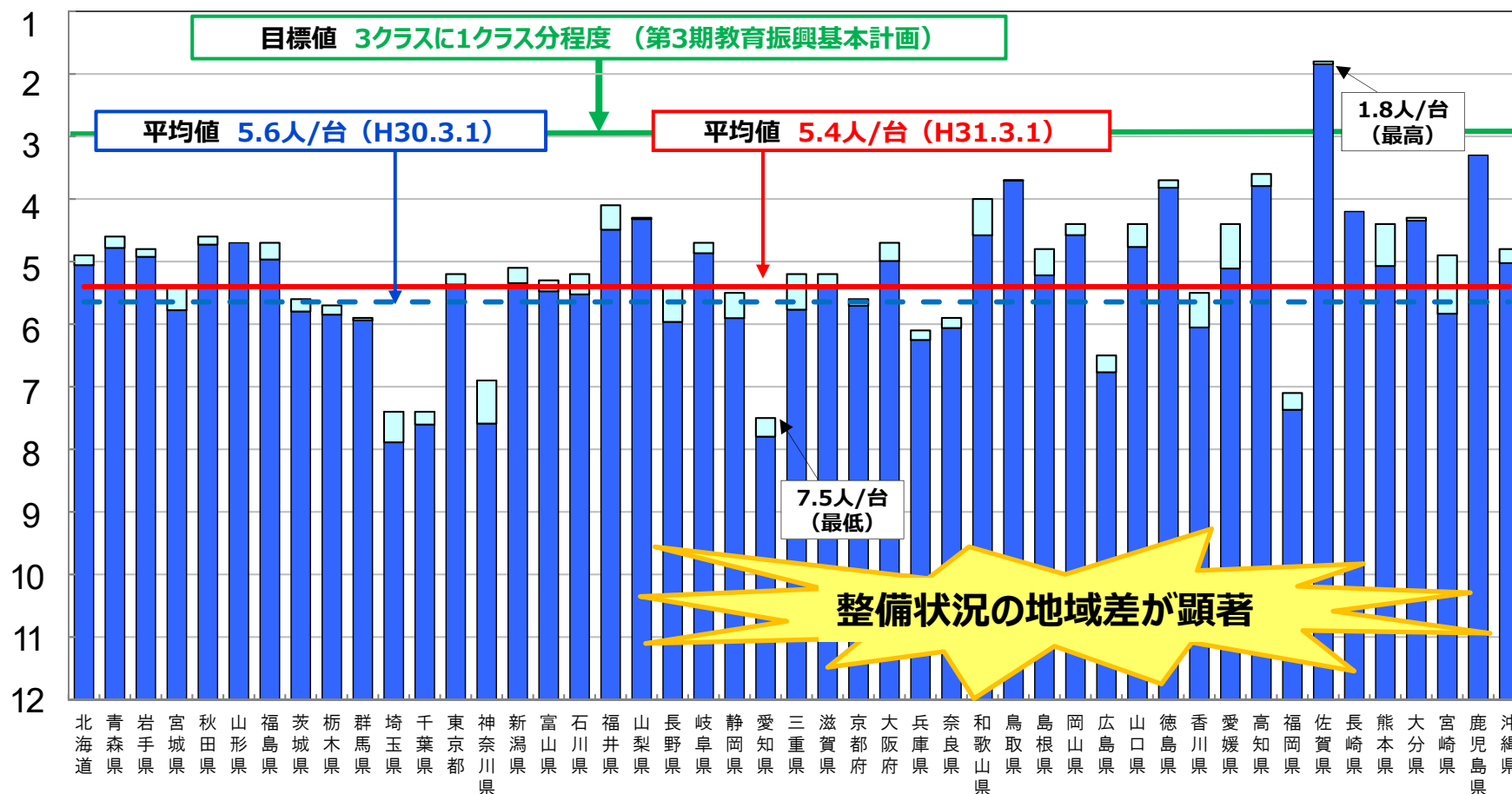
17

教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数（目標：3クラスに1クラス分程度）

（ ）は前回調査（平成30年3月1日）の数値

（人/台）

【前年度（平均：5.6人/台、最高：1.8人/台、最低：7.9人/台）】



文部科学省ホームページでは全市町村別の状況を公開

前年度調査からの増加分

（出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査（平成31年3月現在））

＜第11回経済財政諮問会議（令和元年11月13日）安倍総理発言＞

○ パソコンが1人当たり1台となることが当然だということを、やはり国家意思として明確に示すことが重要。しかし、今、鶏と卵で10年来の話であり、同時に、それに対応しなければいけないという情勢を作らないと、今の状況がずっと続いていくのだろう。



＜安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日閣議決定）＞

国の将来は何よりも人材にかかっている。初等中等教育において、Society 5.0 という新たな時代を担う人材の教育や、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことのない一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備するため、学校における高速大容量のネットワーク環境(校内LAN)の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずることとする。あわせて教育人材や教育内容といったソフト面でも対応を行う。

- ・ G I G Aスクール構想の実現（Global and Innovation Gateway for ALL）（文部科学省）
- ・ E d T e c h 導入実証事業（経済産業省）
- ・ 教育現場の課題解決に向けたローカル5Gの活用モデル構築（総務省）

※ 事業実施に当たっては、将来的な維持・更新に係る負担を含めた持続的な利活用計画を策定する地方公共団体を対象とする。また、端末整備に関し、スケールメリットを考慮したうえで、地方公共団体において価格低減インセンティブが働く補助単価を設定する。

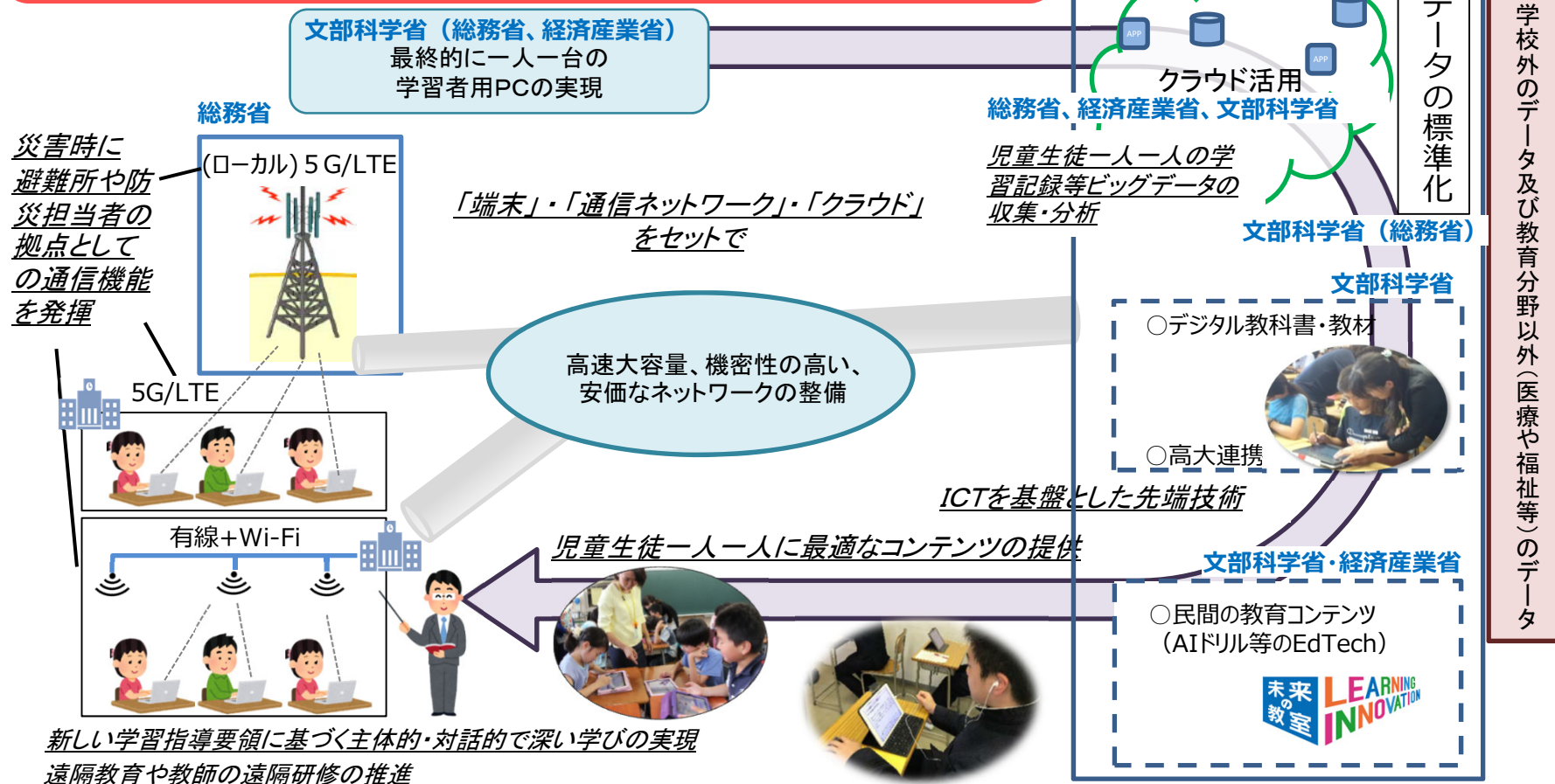
子供たち1人1人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境を

～内閣官房及び3省が連携して令和時代のスタンダードとして学校ICT環境を整備し、公正に個別最適化され、AIに代替されない創造性を育める学びの場の実現へ～

内閣官房IT総合戦略室
総務省
文部科学省
経済産業省

目指すべき次世代の学校・教育現場

- ✓ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う ～遠隔・オンライン教育の実施～
- ✓ 個別に最適で効果的な学びや支援 ～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ✓ プロジェクト型学習を通じて創造性を育む ～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ✓ 校務の効率化 ～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ✓ 学びの知見の共有や生成 ～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～



令和元年度補正予算額（案） 2,318億円
 公立:2,173億円、私立:119億円、国立:26億円

- Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい。**令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務。**
- このため、**1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備**するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、**多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる。**

事業概要

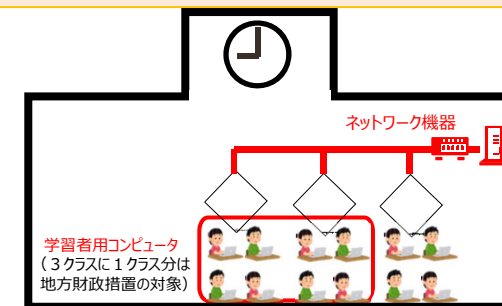
- (1) 校内通信ネットワークの整備
 - 希望する全ての小・中・特支・高等学校等における**校内LANを整備**
 加えて、小・中・特支等に**電源キャビネットを整備**
- (2) 児童生徒1人1台端末の整備
 - 国公立の小・中・特支等の**児童生徒が使用するPC端末を整備**

事業スキーム

- | | |
|--|--|
| <p>(1) 公立 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村
 補助割合：1/2 ※市町村は都道府県を通じて国に申請</p> <p>私立 補助対象：学校法人、補助割合：1/2</p> <p>国立 補助対象：国立大学法人、（独）国立高等専門学校機構
 補助割合：定額</p> | <p>(2) 公立 交付先：民間団体（執行団体）
 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村 補助割合：定額（4.5万円）
 ※市町村は都道府県を通じて民間団体に申請、国は民間団体に補助金を交付</p> <p>私立 補助対象：学校法人、補助割合：1/2（上限4.5万円）</p> <p>国立 補助対象：国立大学法人、補助割合：定額（4.5万円）</p> |
|--|--|

措置要件

- ✓ 「1人1台環境」における**ICT活用計画**、さらにその達成状況を踏まえた教員スキル向上などの**フォローアップ計画**
- ✓ 効果的・効率的整備のため、**国が提示する標準仕様書**に基づく、都道府県単位を基本とした**広域・大規模調達計画**
- ✓ **高速大容量回線の接続が可能な環境**にあることを前提とした**校内LAN整備計画**、あるいは**ランニングコストの確保**を踏まえた**LTE活用計画**
- ✓ 現行の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づく、地方財政措置を活用した**「端末3クラスに1クラス分の配備」計画**



※ 支援メニュー （① 校内LAN整備＋端末整備、② 端末独自整備を前提とした校内LAN整備、③ LTE通信費等独自確保を前提とした端末整備）

ネットを通じた子供たちの犯罪被害等への対策としては、児童生徒のみならず保護者や社会に対する啓発も重要

保護者向け啓発教材の作成

家庭でのネット利用に関するルール作りを促進するためのリーフレットや動画教材を作成。
※SNS等のトラブルや、見知らぬ人との出会いについても記載。



家庭教育支援における保護者への啓発

「地域における家庭教育支援基盤構築事業」
(家庭教育を支援する様々な取組を支援
国1/3、都道府県1/3、市区町村 1/3)

各地域において、家庭教育支援チームの組織化や家庭教育支援員の配置等を行い、身近な地域における保護者への学習機会等を提供。

各地域の実情に応じて家庭教育に関する学習機会において、「子供の携帯電話やインターネット利用について理解や知識を深めるための講座」等を実施。



【事業の概要】

30年度は全国7カ所(参加者計:約1,400人)において、保護者を対象としたシンポジウム(講演、会場トークセッション、グループワーク等で構成)を開催。

シンポジウムの内容、形式については各地域のPTAと協議の上、決定。

ネットに起因する犯罪被害の増加をうけて、警察庁にも登壇いただくとともに、幼稚園PTAと連携して低年齢層の保護者向けの取組も実施。

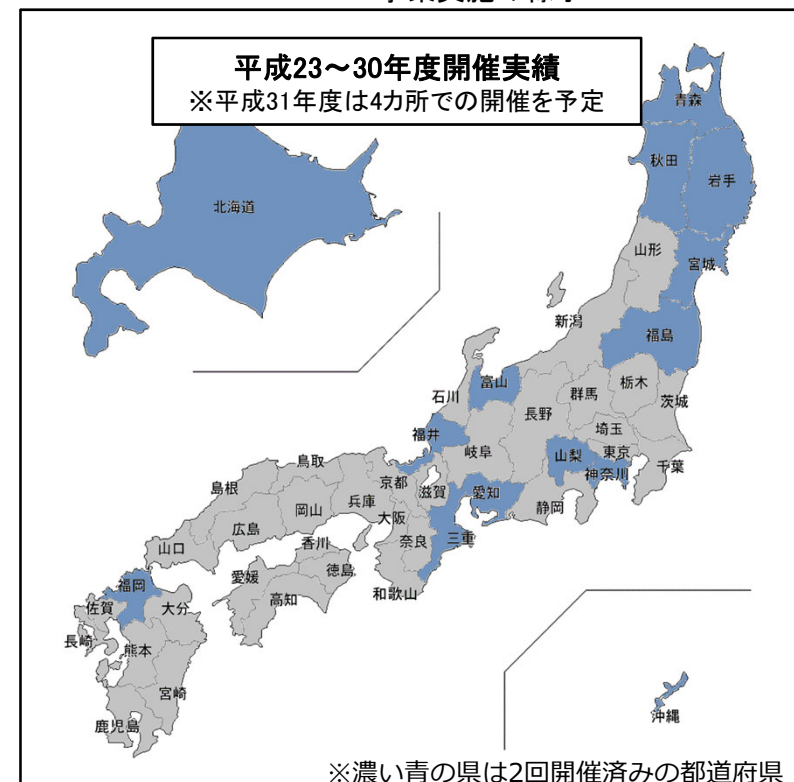
【これまでの成果及び課題】

○ これまで47都道府県で開催し延べ18,400人(H23～H30)の保護者等に対し、家庭でのルール作りの大切さとフィルタリング利用の重要性等について講義。

○ 直近3か年においてルールを決めている家庭は8割以上だが、子供の実態とのギャップが依然として大きいことや、フィルタリングの利用率は約4割のため、継続して啓発が必要。



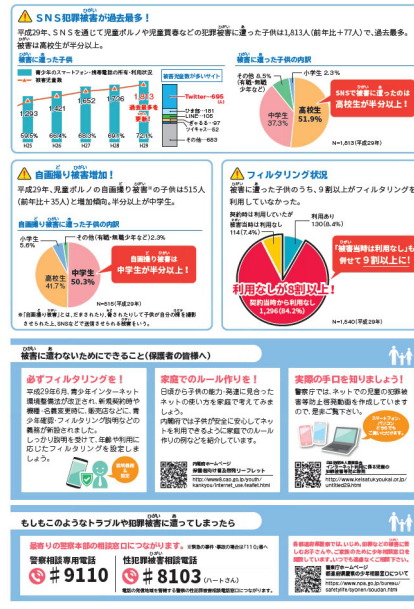
事業実施の様子



過程や地域での教育・啓発については文部科学省だけではなく、青少年インターネット環境整備法等に基づき関係省庁や民間事業者等と連携して取組を進めていくことも重要

警察庁との連携

警察庁と文部科学省では、平成29年度より、ネットを通じた子供の犯罪被害の防止に資するために、実際の検挙事例や最新の統計データ等を盛り込んだ、保護者も対象とした啓発リーフレット「ネットには危険もいっぱい」を作成し、全国の関係機関に周知。



総務省・民間事業者等との連携

総務省・文部科学省と企業・団体が協力して、子供たちのインターネットの安全な利用を目的にした啓発講座を全国で開催。企業・団体は、学校やPTA等に無償で職員を講師に派遣する等、CSR(企業の社会的責任)活動として参画。

危険③ 誘い出し・なりすまし

誘い出しによる性的被害

インターネットでは「なりすまし」が簡単。危険な人と繋がってしまうことも。

暴力被害や金銭トラブル

ネットで知り合った人に会いに行くと暴力を振るわれたり、お金を脅し取られることも。

e-ネットキャラバン

インターネット(スマホやパソコン)の安心・安全な利用を学ぶ講座

総務省・文部科学省支援

「小学校3年生～4年生向け」「小・中学生向け」「中・高校生向け」「保護者・教職員等向け」があります。

講師派遣に伴う謝礼や交通費は無料。全国どこでも開催可能。

「e-ネット安心講座」には「e-ネット安心講座Plus」もあります。従来の「情報モラル教育(啓発・ガイダンス)」に加え、「保護者・教職員等大人向け」に設けられた「スマホのフィルタリング・設定」の概要を中心とした講座です。

※いずれの講座においても、実機操作による説明は行いません。

【お申込み・お問い合わせ先】 一般財団法人 マルチメディア振興センター
TEL 03-5403-1090
e-mail e-netcaravan@fmmc.or.jp
https://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/